

失効した公認審判員資格の再取得について

2023年4月

失効した審判資格の再取得を希望される方は以下の記載事項により申請してください。

□ 該当者と再取得の条件

審判資格更新をしなかったとき

- 失効していた更新回数分（但し2回まで）の資格登録料
- 支払っていない年度の会員登録費
- 再取得費（各級の取得時の資格申請認定料）

本会の会員でなくなった（会員登録をしなかった）とき

支払っていない年度の会員登録費を支払う

□ 再取得費用

各級の登録料 + 申請料 + 消費税 10% + 事務手数料(1,000円)

1級	$15,000 + 4,000 + 1,900 + 1,000 = 21,900$ 円
2級	$7,500 + 3,000 + 1,050 + 1,000 = 12,550$ 円
3級	$5,000 + 2,000 + 700 + 1,000 = 8,700$ 円

*会員登録が継続されていない場合、抜けた年度分の支払いが発生します

条件に該当するか確認させていただきますので、事前にメールで相談ください。
条件を確認してから 申請書の送信・振込をしてください。

□ 手続き方法

更新申請書をダウンロードし、ファイル形式を変えずメールに添付して申込先アドレスに送信してください。

□ 申込先

cbad.ref@gmail.com

受付の返信が一両日中に無い場合は、必ず確認の連絡をお願いします。

□ 振込先

千葉興業銀行 鎌取支店 普通預金 口座番号 2582111

口座名義 大竹 真弓（オオタケ マユミ）

□ 問合せ

TEL 090-5441-0153 審判委員長 大竹真弓

cbad.ref@gmail.com